

## 福岡県大気汚染常時監視測定システム構築及び運用業務委託 企画提案公募実施要領

福岡県では、大気汚染の状態を常時監視するため、県、北九州市、福岡市、久留米市及び大牟田市が整備した大気汚染常時監視測定局（自動連続測定装置）における大気汚染物質等の測定データを大気汚染常時監視測定システムにより収集するとともに、当該測定データをWEB上で広く県民に情報提供している。

今回、大気汚染常時監視測定システムを新たに構築（全面更新）及び運用する業務を外部委託するにあたり、その委託先を選定するための企画提案公募を以下に基づき実施する。

### 1 業務の名称

福岡県大気汚染常時監視測定システム構築及び運用業務委託

### 2 業務の概要

#### (1) 委託業務内容

「福岡県大気汚染常時監視測定システム構築及び運用業務公募仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

#### (2) 委託業務期間

- ア 契約期間 : 契約日から令和13年3月31日まで
- イ 機器等のリース・保守期間 : 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで  
(60か月)
- ウ システム構築期限 : 令和8年3月31日まで

#### (3) 予算規模等

- ア 総額（令和8年度から令和12年度の5年間分）  
92,281,680円以下（消費税及び地方消費税込み）
- イ 支払い方法

契約金額をリース・保守期間で除し、リース・保守期間中に均等割により支払うものとする。支払の期間の単位（月ごと、四半期ごとまたは年ごと）及び支払い方法の詳細については、本件業務受託予定者（以下「受託予定者」という。）の決定後に甲乙で協議するものとする。

### 3 応募資格

- (1) 仕様書に基づく業務を遂行するに十分な能力及び実績を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者。
- (4) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第2条第1号、第2号若しくは第3号の規定に該当し、又は同条例に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 委託事業に関するノウハウを有し、かつ当該委託事業を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。

#### 4 公募スケジュール

- (1) 企画提案公募の開始 : 令和7年3月7日(金)
- (2) 企画提案参加申請書締切 : 令和7年4月7日(月) 17時必着
- (3) 質問受付締切 : 令和7年4月14日(月) 17時必着
- (4) 企画提案書類受付 : 令和7年5月9日(金) 17時必着
- (5) プレゼンテーション : 令和7年5月21日(水)(予定)
- (6) 審査結果通知 : プレゼンテーション実施日から1週間程度
- (7) 受託候補者との協議及び契約締結 : 令和7年6月中(予定)

#### 5 企画提案参加申請

企画提案公募に参加を希望する場合は、以下により「企画提案参加申請書」(様式1)を提出すること。

##### (1) 提出期限

令和7年4月7日(月) 17時必着

##### (2) 提出方法

「13 問い合わせ先」に記載の部局へ持参、メール又は郵送により提出すること。なお、持参の場合の受付は土日祝日を除く9時から17時までとする。

なお、メールでの提出の場合は、送付した旨の電話連絡をすること。

##### (3) 参加の辞退

企画提案参加申請書の提出後に企画提案への参加を辞退する場合は、「辞退届」(様式2)を「13 問い合わせ先」に記載の部局へ持参、メール又は郵送により提出すること。なお、持参の場合の受付は土日祝日を除く9時から17時までとする。

なお、メールでの提出の場合は、送付した旨の電話連絡をすること。

#### 6 質問受付及び回答

##### (1) 質問提出期限

令和7年4月14日(月) 17時必着

##### (2) 質問要領

質問書(様式3)を「13 問い合わせ先」に記載のアドレス宛に電子メールで提出すること。電子メールの表題は「福岡県環境放射線監視テレメータシステム構築及び業務企画提案公募に関する質問」とすること。

なお、質問を電子メールで提出した際には「13 問い合わせ先」に記載の電話番号にその旨電話連絡すること。

##### (3) 質問への回答

質問内容及びその回答は、質問提出期限後に「企画提案参加申請書」を提出した者全員(辞退者を除く。)に対し電子メールで通知する。質問者名については原則として掲載しない。ただし、質問又は回答の内容が軽微な場合や、質問者の具体の提案内容に密接に関わる場合等においては、質問者に対し個別に回答することがある。

##### (4) 説明会

本企画提案公募に係る説明会は開催しない。

既存システムの現地確認等を希望する場合は「13 問い合わせ先」へ連絡すること。

## 7 本システム関係資料の閲覧及び借用

- ・ 本システム関係資料及び本業務の関係資料の閲覧を希望する場合は「13 問い合わせ先」に記載の電話番号にその旨を電話連絡し、事前確認を得たうえで、「13 問い合わせ先」に記載の部署内で閲覧すること。
- ・ これら資料を複写等のために借用する場合は、借用書を事前に提出し承認を受けるものとし、借用日の翌日を起点として3日以内（土日祝日を除く）に返却すること。
- ・ 借用書の書式は任意とするが、借用日及び借用の責任者とその連絡先を記載すること。
- ・ 本システム関係資料の閲覧及び借用で得られた情報は、本業務においてのみ使用することができ、他の目的に使用してはならず、また、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。このことは、本公募が終了した後においても同様とする。

## 8 企画提案書類の提出

### (1) 提出書類

#### ア 企画提案応募書（様式4）

#### イ 企画提案書（様式任意）

- ・ 仕様書を参照して作成すること。
- ・ A4 片面印刷、左上1か所ステープラー綴じで提出のこと。  
A3を使用する場合は、折り込み（A4サイズ）とすること。
- ・ 資料の向きやカラー・モノクロは問わない。
- ・ 使用言語は、日本語とすること。
- ・ 「10 (3) 審査基準」を踏まえ、次の(ア)から(キ)については必ず記載すること。
  - (ア) 業務実施体制及び業務実施計画
  - (イ) 類似案件の業務実績
  - (ウ) 仕様書に対して具体的な案を記述すること
  - (エ) 再委託を予定する業務内容とその理由について記述すること
  - (オ) 情報セキュリティ対策について記述すること
  - (カ) そのほか本委託業務の遂行にあたって有益な提案があれば記述すること
  - (キ) 委託業務（システムの構築・運用・保守点検）に係る契約希望額（5年間分の総額、消費税及び地方消費税込み）を記述するとともに、積算内訳についても記述すること

#### ウ 添付書類（様式任意）

以下の書類を添付すること。なお、企画提案書の中に必要な事項を記述することで、添付を省略しても差し支えないこととする。

- ・ 会社概要（パンフレット等応募者の事業内容を確認できるもの）
- ・ 決算書、財務諸表など（応募者の直近の経営状況を確認できるもの）
- ・ その他提案を説明するのに必要な書類

### (2) 提出部数

正本1部、副本4部

なお、企画提案参加申請書の写しを正本に添付すること。

(3) 提出方法

「13 問い合わせ先」に記載の部局へ持参又は郵送により提出すること。

電子メール又はFAXでの提出は認めない。

封筒の表に「企画提案応募書類在中」と記載して提出すること。

持参の場合の受付は土日祝日を除く9時から17時までとする。

(3) 提出期限

令和7年5月9日(金)17時必着

なお、提出書類の内容に不備があった場合の補正後の提出期限も令和7年5月9日(金)17時までとする。

9 プレゼンテーション(企画提案内容の説明)

(1) 日時等

令和7年5月21日(水)に実施予定。

時間、場所については「企画提案参加申請書」を提出した者全員(辞退者を除く。)に対し別途通知する。

なお、審査にあたりプレゼンテーションの必要性が相当に低いと考えられる場合は、開催しない。

(2) 実施要領

1者当たり20分程度(説明15分、質疑応答5分)で企画提案書を基に実施する。

企画提案書のみでの表現が難しいものについては、別途プレゼンテーション用資料を用いることができることとする。

10 提案企画等の審査

(1) 審査機関

受託予定者の選定は、福岡県が設置する選定委員会により行う。

(2) 選定方法

企画提案書類及び必要に応じて実施するプレゼンテーション及びヒアリング内容を総合的に勘案し、最も優秀な提案を行った者を受託予定者に選定する。

ただし、最低基準を満たさない提案は選定の対象としない。

### (3) 審査基準

企画提案書類等について、以下の項目を総合的に審査し、評価する。

項目	内容	配点
①業務実施体制	○ 業務を着実に実施できる体制になっているか。 ○ 十分な経歴・実績を有する人員を配置しているか。	10
②業務実施計画	○ 必要な作業工程が組み込まれているか。 ○ 無理のない工程計画となっているか。	10
③業務実績	○ 類似業務（システム設計・制作・保守）について、十分な実績があるか。	10
④仕様書要件への対応	○ 仕様書で示した要件をすべて満たしているか。 ○ 計画書の内容は具体的で実現可能なものか。 ○ 最新の技術・知見を反映した計画となっているか。 ○ システムの安定性、拡張性が確保されているか。 ○ ユーザーフレンドリーな操作性となっているか。	15
⑤セキュリティ	○ セキュリティ対策(サーバ等の設置方法や冗長化の状況、障害発生時の対応、導入予定のウィルス対策ソフトや不正アクセス検知・防御システムなど)を総合的に評価する。	15
⑥追加提案内容	○ 採用可能な追加提案があれば、その内容を評価する。	20
⑦構築及び運用経費	○ 構築及び運用経費が遺漏なく計上されているか。 ○ 所要経費の積算は妥当で、費用対効果に優れているか。	20
合 計		100

### (4) 最低基準点等

受託予定者選定の最低基準点は、評価委員会の評価点（委員の平均評価点）が評価点合計（100点）の6割以上であることをとし、最低基準点を満たさない企画提案者は選定の対象としない。

また、契約希望額が92,281,680円（5年間分の総額、消費税及び地方消費税込み）を超える企画提案者は選定の対象としない。

### (5) 応募者なし又は応募者が1者の場合の取扱

期限までに企画提案書類の提出がなかった場合には、公募を中止し、業務内容等の見直しを行う。

企画提案書類提出者が1者のみの場合でも審査は行い、審査結果において最低基準点を満たす場合は、当該企画提案書類提出者を受託予定者とする。

### (6) 評価が同点の場合の取扱い

企画提案者が複数あり、評価が同点の場合は、選定委員会においていずれの者を受託予定者とするかを決定する。

### (7) 選定結果の通知及び公表

審査の結果については、同審査後速やかに企画提案書類提出者に通知するとともに福岡県ホームページにおいて公表する。

## 11 契約の締結等

### (1) 見積書の提出依頼

福岡県は、受託予定者に対して、別途指定する期限までに見積書の提出を依頼する。

### (2) 契約の締結

受託予定者による見積金額に100分の110を乗じた額が予定価格の範囲であった場合、速やかに福岡県と受託予定者との間で本件業務委託に係る契約を締結する。

なお、この契約締結に要する費用は、本件業務受託者（以下「受託者」という。）の負担とする。

### (3) 契約保証金

受託者は、契約締結に当たり、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第170条各号に該当する場合を除き、同第169条第1項の規定による金額を契約保証金として福岡県に納めること。この契約保証金は、業務が支障なく履行されたときは全額返還する。

### (4) 支払

契約金額をリース・保守期間で除し、リース・保守期間中に均等割により支払うものとする。支払の期間の単位（月ごと、四半期ごとまたは年ごと）及び支払い方法の詳細については、受託予定者決定後に甲乙で協議するものとする。

### (5) 再委託の制限

受託者は、本件業務の全部を第三者に委託してはならない。

受託者は、本件業務の一部を第三者に委託する場合、事前に福岡県と協議の上、承諾を得なければならない。

### (6) 個人情報保護及び守秘義務

受託者が業務遂行上個人情報を取り扱う場合には、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）その他関連規程に基づき、十分に留意の上適正に取扱わなければならない。

受託者は、業務遂行上知り得た秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用してはならない。また、業務終了後も同様とする。

## 12 その他

(1) 企画提案書類の作成・提出等に要する費用、その他の参加等に要する経費については応募者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書類は、採用の有無によらず返却しない。

(3) 提出された企画提案書類は、受託予定者の選定及び仕様書の確定のみに使用する。

(4) 各種書類に虚偽の記載をした事業者の応募は無効とする。

(5) 企画提案参加者は、人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

13 問い合わせ先

福岡県環境部環境保全課大気係 担当：渡邊

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

T E L : 092-643-3360

F A X : 092-643-3849

電子メール：taiki@pref.fukuoka.lg.jp